

かまくらFP通信

～気軽に読めて役に立つ
マネー情報をお届けします！～



2021年

7月号

特集 ▶ 税制改正で子育てにかかる助成が非課税に！

子育てには色々とお金がかかります。共働きの場合は、ベビーシッターや認可外保育所、病児保育などを利用することもあるでしょう。国や自治体では子育て費用に対して、様々な助成をしています。ただ今までは、これらの助成金は雑所得として課税の対象でした。つまり、助成制度を利用するとその分課税所得が増え、所得税や住民税が増えてしまい、支援効果が薄れてしまうという問題が生じていました。今回の改正では、これらの問題を解消するため、国や自治体からの保育、子育てに関する助成金については、非課税扱いとなることが決まりました。

例えば東京都では、育児休業明けや待機児童となった0～2歳児の子どもがいる家庭を対象に、1時間150円でベビーシッターや認可外保育園を利用できるように助成しています。年収500万円の人が4月～12月、毎月平均50時間のベビーシッターサービスを受けた場合の助成金額は100万円を超えてきます。改正前であれば20万円以上、納税額が増えていました。それが2021年分以後の助成に関しては、すべて非課税となります。

各自治体により助成制度は異なります。詳しくはお住まいの自治体で最新情報をご確認ください。



? マネークイズのコーナー

万が一銀行が破綻したとしても、1金融機関につき、1預金者あたり、預金などの元本1,000万円までとその利息分は保障されます。ではこの保障の対象とならないものは次のどれでしょうか？

- 1 普通預金
- 2 定期預金
- 3 外貨預金



(答えは裏面にあります！)

◀ 今月のお知らせ

7月の祝日と言えは海の日ですね。夏休みが始まりそうなときの祝日ですが、最初は7月20日に固定の祝日だったのはご存知ですか？最初は固定だったのですが、『ハッピーマンデー』と呼ばれる土曜と日曜に祝日を繋げる制度ができたため、2003年からは第3月曜日に変更になったのです。

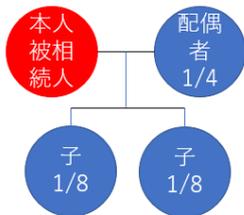


コラム 相続時の遺留分ってなに？

遺留分とは、相続時に一定の相続人が一定の相続財産を受け取る権利のことをいいます。例えば、被相続人（亡くなった人）が生前に、「全ての財産を愛人に遺贈する」という遺言書を残したとしても、配偶者や子どもは、一定の財産を受け取る権利があります。遺留分をもつのは、被相続人の法定相続人のうち、配偶者・子・親などの直系尊属です。兄弟姉妹には遺留分はありません。遺留分は、相続人が親など直系尊属だけの場合は財産の1/3、それ以外は1/2となり、遺留分を受け取る権利のある相続人間の法定相続分で分け合います。遺留分を侵害された場合は、内容証明付きの郵便などで侵害している相手に意思表示をする必要があります。時効は相続開始を知ってから1年以内、または相続開始から10年以内となります。

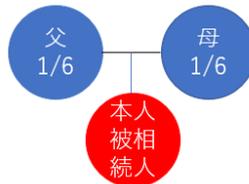
【相続人が配偶者と子】

全体の遺留分 1/2
 配偶者 $1/2 \times 1/2 = 1/4$
 子 $1/2 \times 1/2 \times 1/2 = 1/8$



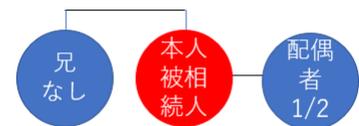
【相続人が直系尊属のみ】

全体の遺留分 1/3
 父 $1/3 \times 1/2 = 1/6$
 母 $1/3 \times 1/2 = 1/6$



【相続人が配偶者と兄弟姉妹】

全体の遺留分 1/2
 配偶者 1/2
 兄弟姉妹 なし



A マネークイズの答え

正解：3

預金保険の保護の対象は、普通預金、定期貯金、定期積金、当座預金（決済性預金などは全額保護）になり、外貨預金は対象外となります。



編集後記

大学時代のお友達がフラワーアレンジメントを習っていて、いつもフェイスブックに素敵な作品を載せてくれていて、PCで見るのを楽しみにしているのですが、その先生が実際に作ってくださったお花が事務所に届きました!(^^)! コロナ禍で不自由な日常の中で、ぱあっと明るい光が差し込んだようで、心がとても元気になりました。早くみなさまとゆっくりお会いしたいです(^^)♡♡♡



発行

株式会社 慶 優

🌐 <https://keiyu.jp>

神奈川県鎌倉市小町1-8-21

お問い合わせは ☎ 0467-22-5200 まで!

E-mail ✉ : hirota@keiyucorp.com

